

会 議 録		令和 8 年 6 月 22 日 作成	令和 12 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府中京警察署協議会（令和 8 年度第 1 回）		
開催日	令和 8 年 6 月 17 日（水曜日）		
時 間	午後 3 時から午後 5 時までの間（ 120 分）		
場 所	京都府中京警察署 講堂		
出席者	西田会長、杉下副会長、長谷川委員、馬場委員、続委員、服部委員、井山委員、 小出委員、奥村委員、井尾委員、井上委員、市田委員 （欠席 中町委員） 計 12 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、 交通課長、警備課長、広聴相談係長 計 10 人		
諮 問 事 項	1 改正道路交通法（自転車に対する交通反則通告制度）について 2 特殊詐欺対策について		
会 議 内 容	1 署長挨拶 司会 副署長 2 会長挨拶 3 協議 司会 副会長 (1) 諮問事項説明 改正道路交通法（自転車に対する交通反則通告制度）について～交通課長 【委員】 自転車に対する交通反則通告制度について、パワーポイントを活用して説明していただき、よく理解できた。 自転車は軽車両であり、車道を走行しなければならないが、自動車を運転していると突然、目の前まで膨らんでくる場合がある。自転車利用者に対する広報はどのように行っているのか。 【警察】 学校、地域の催事等において、交通法令遵守や交通マナーの意識向上を訴える交通安全教室、広報啓発活動を継続実施している。警察力だけでは到底管内の交通安全を実現できないことから、自治体等の関係機関、そして地元住民等と連携して、地道に対策を推進していく。 【委員】 道路標識が剥がれかけていたり、路面標示が消えかけている状況を見かけることがあるが、警察に情報提供すればよいのか。 【警察】 道路環境に関して情報提供があった場合には、交通課で情報集約し、道路管理者等の関係機関や警察本部主管課に連絡するなどして適切に対応している。		

会 議
内 容

【委員】警察に情報提供があった場合には、交通安全社会の実現のために道路管理者等と連携して、迅速な対応をお願いする。

【委員】烏丸通に通じる東西の通りや四条通に通じる南北の通りはいずれも一方通行であり、その交差点における自転車の走行ルールについてお伺いする。例えば北行一方通行の道路を自転車で南行した場合に、交差点の信号機が四条通の南側の道路から北行するための信号機しか設置されていない場合、四条通を横断して南行する場合にはどのように走行すれば良いのか。

【警察】四条通や烏丸通と交差する各通りの一方通行の規制について、自転車は規制対象から除外されており、その進行方向に制限はないことから、進行方向に直面する信号機に従って道路を進行することとなる。

対面する信号機がない場合は、安全確認の上で進行したとしても法令違反ではないが、自転車から降車して歩行者用信号に従って横断の方が安全である。

このような交差点は管内にも複数ある。予算的な問題もあり、その全ての交差点に直面する信号機の設置はできていないが、順次、道路交通環境の整備を進めていきたいと考える。

【委員】車両利用者、歩行者の安全のために、通行車両、歩行者の数量等に応じた信号機、道路標識、路面標示の整備等を道路管理者や自治体等の関係機関と連携して推進していただきたい。

(2) 諮問事項説明

特殊詐欺対策について～生活安全課長、刑事課長

【委員】制服警察官が巡回連絡で自宅を訪問して来てくれるが、トクリュウ・闇バイトが社会問題となっている昨今、偽物の制服がインターネットで販売されていることから、本物の警察官であるかどうか疑ってしまう。家族には、制服を着用していたとしても、氏名を確認した上で京都府警察本部に本人確認の連絡をするようにと注意している。

【警察】昨今の犯罪情勢から、制服警察官であっても疑われてしまう場合が多くあり、中京署に対しても事実確認の連絡が多くある。京都府警察本部に連絡をしたとしても、確認の時間を要することから、中京署に直接連絡をいただければ速やかに確認が取れる。

巡回連絡は、例えば、世帯主や家族が行方不明となったり、万が一、事件や事故に遭った場合等にすぐに身内等に連絡をする必要などから行っている警察活動であることから、巡回連絡の実施と効用を広く広報し、住民が不安を感じないで巡回連絡に協力いただける環境の構築を継続推進する。

(3) その他

【委員】以前、認知症を患っている方が行方不明となった。通報するとすぐに中京署から警察官が来てくれて、顔写真を基に大勢の警察官に捜索にあたっていたが無事に発見されたことがあった。

警察が頼りになる存在であると再認識した。引き続き、住民の安全安心を守る迅速な警察活動をお願いする。

会 議
内 容

【委員】中京区にはたくさんのホテルがあり、外国人観光客も非常に多く、ごみのポイ捨てなどマナーが悪い状況が見受けられる。マナー違反を取り締まることはできないが、地域の実情として把握していただきたい。

【警察】マナーについては、国によって生活様式や慣習が違うことも原因であるとも言われているが、地域の実情として把握させていただく。

【委員】これまで自転車走行時の交通ルールについては疑問点を持っていたが、本日、説明を受けて十分に理解した。また、特殊詐欺対策については、中京署が警察庁推奨アプリのスマートフォンへのインストールを推奨するシールを制作し、署長以下の幹部が名刺の裏に貼って、名刺を手渡す際に併せて広報説明する取組を進めていると説明を受けた。効果的な広報方法の発案であると考えるので、引き続き、住民の心に響き、心に止まって安全意識が醸成される先制的かつ効果的な広報をお願いする。

中京警察署協議会に出席するたびに、警察が地域、住民に近い頼りがいのある存在であると再認識しており、協議会の内容を地元を持ち帰り、各種会合等で紹介させていただいている。引き続き、中京署からの時流に即した素材提供をお願いする。

【警察】引き続き、管内情勢や社会情勢への感度を高く保持し、各地域の実情をよく把握した上で、住民の声に耳を傾け、住民に寄り添った警察活動を推進する。

本日の各委員からの意見については、今後の警察署業務の参考とさせていただく。今後ともきいたんのない意見をお願いする。

4 事務連絡

令和8年度第2回中京警察署協議会は、令和8年9月中に実施予定である。

以上

第1回京都府中京警察署協議会の開催状況

